

最高裁秘書第1706号

令和3年6月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年5月5日付け（同月7日受付、第030158号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成26年2月12日付け最高裁判所事務総局家庭局第二課長、総務局第三課長事務連絡「子の返還に関する事件の手続の期日調書等の様式及び記載方法について」（片面で6枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

子の返還に関する事件の手続の期日調書等の様式及び記載方法について

平成26年2月12日高等、家庭裁判所事務局長宛て
家庭局第二課長、総務局第三課長事務連絡

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「法」という。）による子の返還に関する事件（以下「子の返還に関する事件」という。）の手続の期日について期日調書等を作成するに当たっては、平成24年12月10日付け最高裁家一第004532号家庭局長、総務局長通達「家事事件の期日調書等の様式及び記載方法について」（以下「調書通達」という。）及び同日付け家庭局第一課長、総務局第三課長事務連絡「「家事事件の調書通達の概要」及び事件経過表の参考様式の送付について」（以下「概要等事務連絡」という。）を参考の上、家事事件との違いを踏まえ、調書通達等の別紙様式につき適宜修正するなどして作成してください。

なお、法が適用される事件（家事事件を含む。）において期日調書等を作成する際の留意点を別紙のとおりまとめましたので、別紙様式第1から別紙様式第3までの参考様式と共に、裁判官、裁判所書記官等の関係職員に配布するなどして、事務処理の参考にしてください。

(別紙)

1 期日調書について

(1) 様式について

本事務連絡の別紙様式第1（期日調書単独用）は、子の返還に関する事件では家事調停委員を指定することができないため、調書通達の別紙様式第2（期日調書単独用）から、「家事調停委員」を削除した参考様式である。

(2) 記載方法について

ア 和解が成立した場合

子の返還に関する事件の手続では、期日において、審問、証拠調べ、和解等の各種手続を行うことが想定されており、期日自体に、審問期日、証拠調べ期日、和解期日などの種別はない。このため、子の返還に関する事件で和解が調った場合には、期日調書の様式を使用して和解調書を作成することとなる。なお、和解調書は、記録と分離して保存されることから、保存事務の便宜等のため、標題部分を「第〇回期日調書（和解）」と記載することが相当である。

イ 手続に参加した子は、「出頭した当事者等」に記載することになる。

2 事件経過表について

(1) 様式について

本事務連絡の別紙様式第2（経過表合議用）及び別紙様式第3（経過表単独用）は、法第61条ただし書の規定により、期日調書の作成に代えて「経過の要領」を記録上明らかにする場合の参考様式である。子の返還に関する事件は、審判事件や調停事件と異なる事件類型であること¹、参与員や家事調停委員を指定することがないこと、利害関係参加人としては手続に参加した子のみが該当することから、概要等事務連絡別紙第2（経過表合議用）及び別紙第3（経過表単独用）の不動文字を削除及び追加したものである。

(2) 作成について

子の返還に関する事件のうち、出国禁止命令事件及び出国禁止命令取消事件の手続の期日に関しては、裁判長において必要がないと認めて期日調書の作成を省略する場合であっても、経過の要領を記録上明らかにすることが必ずしも必要とはされていない（法第130条ただし書）。この規律は、家事調停の手続の期日調書と同様であり（家事事件手続法第253条）、家事調停の手続について事件経過表を作成する運用があり得ることは概要等事務連絡記載のとおりである。このため、出国禁止命令等事件において、当事者や代理人等の出頭の有無を記録上明らかにしておく運用を行う場合は、別紙様式第2又は別紙様式第3の様式を参考として事件経過表を作成し、記録につづり込むなどすることが考えられる。

3 調書や事件経過表に表れる当事者等の住所等について

(1) 法第62条

¹ 子の返還申立事件が法第144条の規定により家事調停に付された場合の当該家事調停事件については、家事事件手続法が直接適用されることになるため、当該家事調停事件の手続の期日調書等は調書通達等により作成することになる。

法第62条第4項に規定された「住所等表示部分」については、外務大臣による関係機関への情報提供の求め等（法第5条）の実効性を確保するという法の趣旨から、法第62条第4項各号の事由がない限り、当事者からの閲覧等の申立てに係る許可をしないものとされている。この規律に従う事件では、調書等に記載された住所等が、法第62条第4項に規定された「住所等表示部分」に該当する場合があり、また、該当しない場合であっても同条第5項により閲覧等の許可がされない場合がある。

（2）運用等

調書等に当事者等の住所等の記載があったとしても、当該住所等が法第62条第4項に規定された「住所等表示部分」に該当する場合は、平成26年2月12日付け最高裁総三第28号事務総長通達「子の返還に関する事件の記録の編成等について」に基づき、当事者等から非開示の申出がされた書類と同様、他の書類と区別してつづり込むことになるため、閲覧等の申立ての際に十分注意すれば、裁判体の意図に反して情報が流出することはないと考えられる。しかし、当該住所等が法第62条第4項に規定された「住所等表示部分」に該当しないものの、同条第5項により閲覧等が許可されない場合であることから、情報の流出をできる限り回避するため、そもそも調書等に当事者等の住所等を記載しない運用を行うことも有用であると考えられる。

例えば、審問や証拠調べが行われる場合において、審問等の際に人定質問を行わない場合は、審問調書等の「住所」について斜線を引くことが考えられる。また、審問等の際に住所氏名を確認する方法により人定質問を行った場合でも、住所等が特定されない方法で審問調書等に記載したり、人定質問自体を住所等が特定されない方法で行ったりすることが考えられる。これらの取扱いをした場合の審問調書等の記載としては、「住所」について、例えば「（記載省略）」又は「裁判長（裁判官）は、住所によって被審人（相手方）であることを確認した。」と記載することなどが考えられる。さらに、審問中等においても、問い合わせや回答に住所等そのものが含まれないようにする取扱いも考えられる（その結果、審問調書等の「陳述の要領」にも住所等が記載されることはない。）。

なお、実際の運用に当たっては、調書等の記載事項や方法、尋問の範囲や方法等について、裁判体と裁判所書記官が事前に十分に協議し、その方針を共有しておくことが必要となる。

(別紙様式第1)

(期日調書単独用)

裁 判 官	
認 印	

第 回 期 日 調 書

事件の表示	平成 年()第 号
期 日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
場 所 等	(□ 電話会議の方法による)
裁 判 官	
裁判所書記官	
出頭した当事者等	
次 回 期 日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
手 続 の 要 領 等	

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「手続の要領等」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

平成 年(家)第 号		事件経過表	
期日(第 回)	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
場 所 等	(□ 電話会議の方法による)		
裁判長裁判官 裁判官 裁判官			
家庭裁判所調査官			
出頭者	申立人		
	相手方		
	手続きに参加した子 当事者参加人		
次回期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
経過の要領及び次回に要する手続	裁判所書記官		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「経過の要領及び次回に要する手続」の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

期 日 変 更 等			
次回期日を平成 年 月 日 午前・午後 時 分 と指定・変更する。 平成 年 月 日 裁判長裁判官 (裁判官) (裁判官)			関係人に通知済 裁判所書記官
平成 年 月 日 裁判長裁判官 (裁判官) (裁判官)			関係人に通知済 裁判所書記官

平成 年(家)第 号		事件経過表	
期日(第回)	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
場所等	(□ 電話会議の方法による)		
裁判官			
家庭裁判所調査官			
出頭者	申立人		
	相手方		
	手続に参加した子 当事者参加人		
次回期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
経過の要領及び次回に要する手続	裁判所書記官		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「経過の要領及び次回に要する手続」の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

期日変更等		
次回期日を平成 年 月 日 午前・午後 時 分と指定・変更する。 平成 年 月 日 裁判官	関係人に通知済 裁判所書記官	
平成 年 月 日 裁判官	関係人に通知済 裁判所書記官	